

八幡平市再犯防止推進計画

計画期間

令和6年度～令和9年度
(2024年度～2027年度)

令和6年5月
岩手県 八幡平市

1	はじめに	1
2	計画の基本的な考え方	2
	(1) 計画策定の経緯	2
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画の期間	2
	(4) 取り組み方針	2
3	SDGsとの関係	4
4	八幡平市の状況	5
	(1) 罪種別検挙の状況	5
	(2) 再犯者率の状況	6
5	具体的な取り組み	7
	(1) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	7
	(2) 就労支援・住居の確保支援の充実	10
	(3) 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施	12
	(4) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	14
	(5) 安全で安心なまちづくりの推進	15

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	18
用語・法務関係機関の説明	20

1 はじめに

わが国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少となりました。この数字は、諸外国と比較しても、わが国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。他方、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。（第二次再犯防止推進計画令和5年3月17日閣議決定より）

令和5年の犯罪白書では、出所受刑者全体の2年以内再入率は低下傾向にありますが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移していることが報告されています。

出所受刑者の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。そのなかには、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

八幡平市は、これまでに取り組んできた社会を明るくする運動や安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪が起きにくい地域づくりを一層進めるとともに、生い立ちや年齢、障がいなどの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯

再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が平成28年12月に制定され、推進法に基づき、再犯防止推進計画（第一次）が平成29年12月に閣議決定され、地方自治体でも計画の策定について努力義務化されました。

これを受け岩手県では令和3年3月に「岩手県再犯防止推進計画」が策定され、計画期間は令和3年度から令和7年度末までの5年間となりました。また、最近の動きとして「第二次再犯防止推進計画」が令和5年3月17日に閣議決定され、計画期間は令和5年度から令和9年度末までの5年間となりました。

こうしたことから、本市においても再犯の防止等に関する取り組みを総合的に進めるため、再犯防止推進計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

この計画は、推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

(4) 取り組み方針

国の基本方針を踏まえ、次の取り組みを推進します。

- ① 安全で安心なまちづくりの推進
- ② 就労支援・住居の確保支援の充実
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

＜八幡平市再犯防止推進計画の策定に係る意見聴取＞

八幡平市再犯防止推進計画の策定に当たり、次の関係機関に意見を頂戴しました。

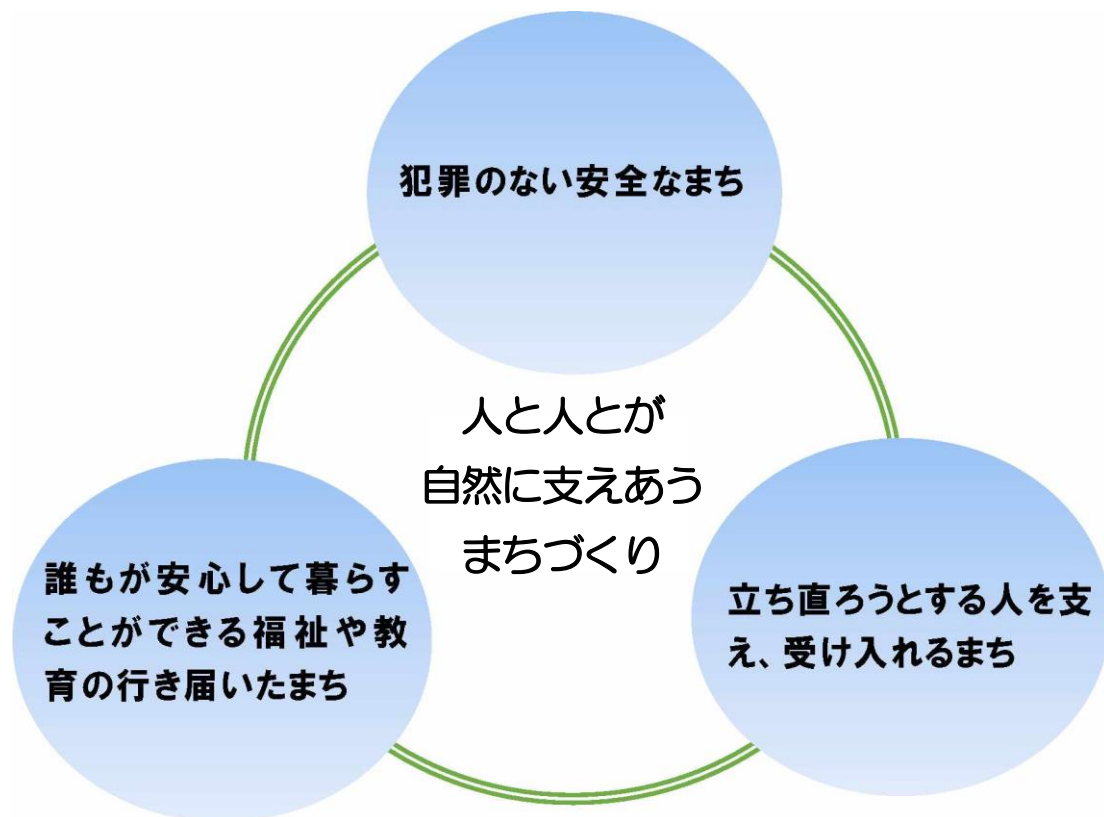
八幡平市青少年問題協議会
岩手地区保護司会

八幡平市社会を明るくする運動推進委員会

＜取り組み方針＞

①安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上を図るとともに、安全なまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害の起きにくい安全で安心なまちの実現を目指します。



②就労支援・住居の確保支援の充実

③保健医療・福祉サービスの利用の促進

④非行の防止・学校と連携した就学支援の実施

支援を必要とする全ての人をサポートする体制を整えることで、一人一人が尊重され、誰もが地域で生き生きと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者※の方々との協力により、更生保護活動を促進するとともに、罪を犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守るまちの実現を目指します。

※民間協力者：保護司、更生保護女性の会、BB S会、協力雇用主をはじめ多くの民間の方々、更生保護の仕組みを支えています。

3 SDGsとの関係

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成 27 年9月（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12 年（2030 年）までに達成する 17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

第2次八幡平市総合計画後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの 17 のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

本計画の上位計画である、第2次八幡平市総合計画後期基本計画に連動し、SDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。



4 八幡平市の状況

(1) 罪種別検挙の状況

岩手警察署における過去3年間(令和2年から令和4年)の罪種別検挙人数は、下表のとおりです。

[岩手県岩手警察署]

単位：人

罪種別検挙人員		総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別(歳)					
					20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65以上
令和2年	刑法犯総数	24	12	12	1	3	5	4	2	9
	凶悪犯	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	粗暴犯	6	3	3	0	1	4	1	0	0
	窃盗犯	14	7	7	1	0	1	2	1	9
	知能犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	刑法犯総数	35	17	18	2	2	7	6	4	14
	凶悪犯	2	2	0	0	0	0	1	0	1
	粗暴犯	6	5	1	1	0	3	0	0	2
	窃盗犯	20	6	14	1	1	1	3	4	10
	知能犯	2	0	2	0	0	1	0	0	1
	風俗犯	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	覚せい剤取締	2	0	2	0	0	2	0	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	0	1	0	0	1	0	0	0
令和4年	刑法犯総数	30	19	11	1	2	0	4	5	18
	凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	4	1	3	0	1	0	0	1	2
	窃盗犯	18	12	6	0	1	0	4	4	9
	知能犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	3	3	0	1	0	0	0	0	2
	覚せい剤取締	3	0	3	0	0	2	0	0	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0

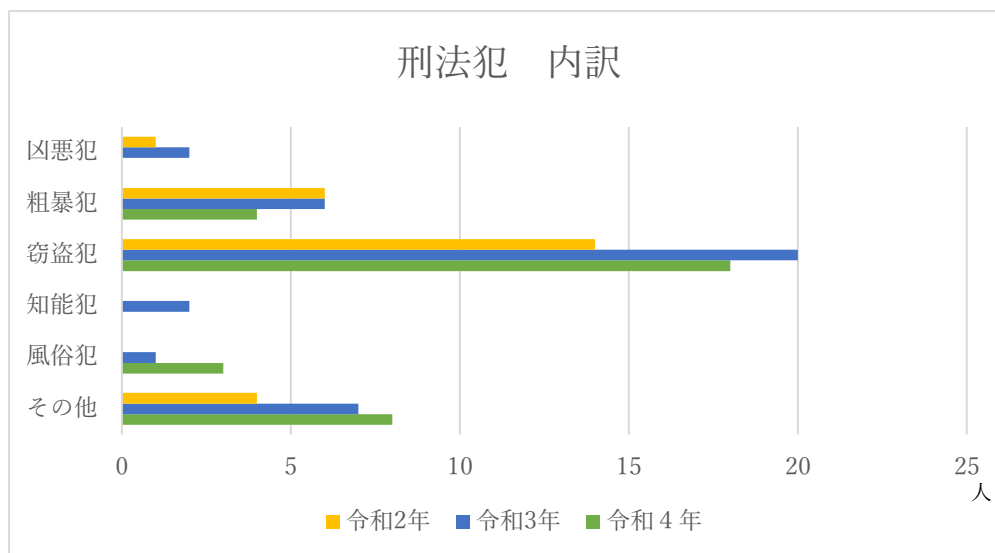
法務省仙台矯正管区による集計

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

岩手警察署の罪種別刑法犯検挙状況は、空巢、万引き等の窃盗犯が多く割合を占めています。次いで、暴行、傷害等の粗暴犯が多く、殺人や強盗、放火等の凶悪犯罪は少ない傾向にあります。

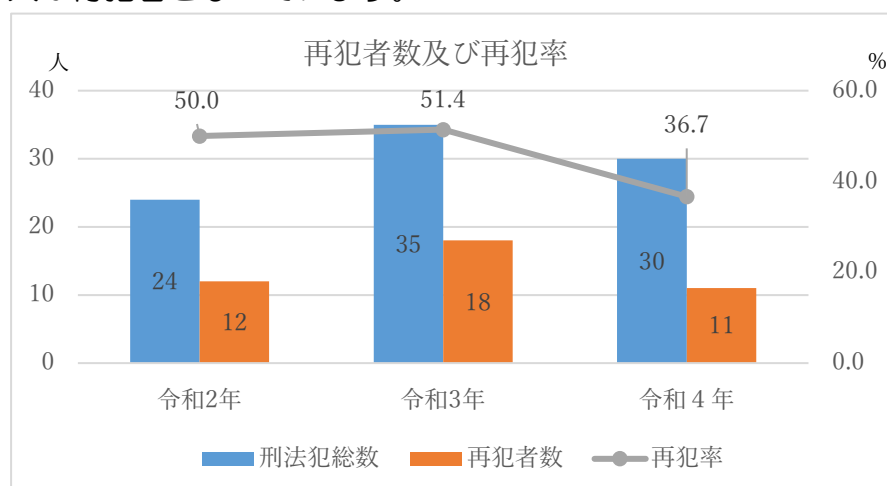


・用語の意味

刑法犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう
	窃盗犯	他人の財産を窃取する全ての行為(空巢、万引き、自転車盗など)
	知能犯	詐欺・横領・偽造・贈賄・背任等の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつ・賭博等の犯罪をいう
	その他	薬物事犯・公務執行妨害・住居侵入・逮捕監禁・器物損壊等

(2) 再犯者率の状況

過去3年間(令和2年から令和4年)の岩手警察署の刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は、約46.0%です。全国の48.6%より低い水準ですが、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっています。



5 具体的な取り組み

(1) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

誰もが地域で生き生きと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

◆相談・対応支援の充実

さまざまな相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを適時提供する体制を築きます。

◆認知症支援の充実

認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるように支援の充実を図ります。

◆障がい福祉サービスの推進

障がい者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

～相談事業～

事業名等	内 容	担当部署
人権相談事業	人権擁護委員による無料相談を実施します。	市民課
消費者行政推進事業	専門員による消費生活相談を実施します。	市民課
子育て世代包括支援センター事業	妊産婦等の相談に応じるとともに、個々のニーズに合わせたサービスを提供する等、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。	健康福祉課
オンライン相談事業	産婦人科医・小児科医、助産師に LINE で無料相談ができます。休日や夜間でも相談が可能です。	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳児及びその保護者が相互の交流を集う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。	地域福祉課
利用者支援事業	子どもと保護者等、また妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう相談・援助をします。	健康福祉課 地域福祉課
家庭相談事業	家庭相談員を配置し、さまざまな問題に悩む子どもと保護者等の相談に応じ、必要な助言や情報提供をします。	地域福祉課

具体的な取り組み

母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、社会生活におけるさまざまな相談に応じ、その自立に必要な助言や情報提供をします。	地域福祉課
教育サポートルーム「ウィング～翼～」	不登校的傾向の児童生徒の居場所を作り、学校と連携し適切な相談助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰や自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立しようとする意欲の向上を図ります。	教育指導課

～発達障がい～

事業名等	内 容	担当部署
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や長期休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。	地域福祉課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	地域福祉課
集団療育支援事業	心身に障がいがある、又は子どもの成長発達上の問題やその可能性がある幼児とその保護者に対し、療育に関する指導を行い、子どもの成長発達を支援します。	健康福祉課
発達相談支援事業	発達や療育に支援を必要とする幼児及びその家族の個別的な相談に応じ、必要により医学的・心理的判定を実施しながら療育又は養育上の助言などを行います。	健康福祉課
八幡平市教育支援委員会	八幡平市の小・中学校に就学及び進学予定の児童生徒、在学する児童生徒で障がいのある者に対して、適正な就学先についての判断を行います。	教育指導課
児童生徒支援員配置事業	発達障がいなど、特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍し、通常の学級経営が困難な学級に一定期間支援員を配置し、児童生徒や教員（担任）を支援することにより、児童生徒への対応及び学級運営を円滑にすることができるよう取り組みます。	教育指導課

～講演会で知る・学ぶ～

事業名等	内 容	担当部署
子育て講演会の開催	子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会を開催します。	文化スポーツ課

～高齢者・認知症～

事業名等	内 容	担当部署
権利擁護推進事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために成年後見制度の利用を促進します。	健康福祉課 地域福祉課
地域包括支援センター	高齢者等に関するさまざまな相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローします。	健康福祉課
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を医療・介護の専門職が連携し、アセスメントや家族支援等の初期支援を行います。	健康福祉課

認知症カフェ 認知症市民講演会	認知症の人や家族、医療介護に携わる専門職等が集い、認知症について知る、語る、つながる場の設置や認知症市民講演会を開催し、認知症に対する理解を深めます。	健康福祉課
--------------------	---	-------

～障がい者～

事業名等	内 容	担当部署
障がい者相談支援事業	障がいに関するさまざまな相談を受け付けます。	地域福祉課
権利擁護推進事業 (再掲)	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために成年後見制度の利用を促進します。	健康福祉課 地域福祉課
地域包括支援センター (再掲)	高齢者等に関するさまざまな相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローします。	健康福祉課

(2) 就労支援・住居の確保支援の充実

就労支援や住居確保支援を通じて、市民の生活安定を図ります。

◆就労支援の充実

刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携により、一人一人の状況に応じた、就労支援を行います。

◆安心居住の推進

多様な人々の暮らしに配慮した、居住の安定を支援します。

【主な取り組み】

～就労支援～

事業名等	内 容	担当部署
新規就農者育成支援事業	独立就農、雇用就農を問わず、相談者の希望をもとにさまざまな担い手支援を行います。	農林課

～生活困窮者～

事業名等	内 容	担当部署
自立相談支援事業	生活保護受給者以外の生活困窮者の自立を支援するための相談支援を実施します。	地域福祉課
就労準備支援事業	生活保護受給者以外の生活困窮者の一般就労を支援します。	地域福祉課
家計改善支援事業	生活保護受給者以外の生活困窮者の家計改善を支援します。	地域福祉課
被保護者就労支援事業	就労支援員を配置し、ハローワークへの同行や応募書の作成支援、面接の練習等を行い、就労を支援します。	地域福祉課

～障がい者～

事業名等	内 容	担当部署
就労継続支援(B型)事業	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される障がいのある人に対し、一定の水準に基づく継続した就労機会の提供や、職業訓練の実施、雇用形態への移行支援を行います。	地域福祉課
就労移行支援事業	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人に対し、就労に必要な知識や能力の向上、企業等とのマッチングを図ります。	地域福祉課

～高齢者～

事業名等	内 容	担当部署
シルバー人材センター	高齢になっても、就労による社会貢献ができるように、シルバー人材センターを支援、連携します。	健康福祉課

～その他～

事業名等	内 容	担当部署
就労と子育ての両立支援	さまざまな保育サービス(家庭的保育、一時預かり、延長保育、障害児保育、休日保育)を実施し、就労と子育ての両立を支援します。	地域福祉課

～犯罪をした者等を雇用する企業～

事業名等	内 容	担当部署
岩手地区更生保護協力事業主連絡協議会	保護観察対象者及び更生緊急保護者の生計を安定させるため、その者の事情を理解した上で、雇用機会の提供等の支援を行います。	岩手地区保護司会 (案内：文化スポーツ課)

～住居～

事業名等	内 容	担当部署
市営住宅	市営住宅を整備し、収入額が一定額以下で市税の滞納のない住宅困窮者に対し、選考の上、市営住宅を提供します。	建設課
住宅扶助	生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。	地域福祉課

～居場所・交流の場～

事業名等	内 容	担当部署
障がい者地域活動支援センター事業	在宅の障がい者に対して、創作や生産活動の機会を創出するとともに社会交流の機会を提供し、自立と生きがいづくりを推進します。	地域福祉課
ふれあいいきいきサロン	地域で生活している高齢者等が活動を通して、社会参加や仲間との交流が活発に行われるような環境づくりを行います。	健康福祉課

(3) 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施

家族、学校、地域が密接に連携・協力することで、児童・生徒が安心して就学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

◆相談・対応支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことのできる体制を整え、相談内容に応じて必要なサービスを適時提供する体制を築きます。

◆青少年健全育成の充実

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。

◆進学等に必要な資金援助の充実

学習費用や受験料の捻出が困難な世帯を対象に、子どもたちの進学に必要な資金を援助します。

【主な取り組み】

～相談・支援～

事業名等	内 容	担当部署
教育サポートルーム 「ウィング～翼～」(再掲)	不登校的傾向の児童生徒の居場所を作り、学校と連携し適切な相談助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰や自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立しようとする意欲の向上を図ります。	教育指導課

～青少年育成～

事業名等	内 容	担当部署
若年消費者教育	高校生や新成人への消費者トラブル防止啓発を行います。	市民課
学童保育クラブ運営事業	小学校の授業終了後及び休業日に、保護者が家庭にいない児童に、学習と健全な遊び場を提供します。	地域福祉課
思春期保健教室 (こころの健康)	思春期の小中学生が、思春期の特性、健康課題についての理解を深め、自他を認め合い、命の尊さを実感するなど、こころとからだの健康づくりに資することができるよう支援します。	教育指導課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童を早期発見、保護し、その家族に対しても長期的な支援を行います。	地域福祉課
情報機器の使用に関するアンケート インターネット利用ガイドライン	八幡平市の青少年の健全育成を目的として、市内の小・中・高等学校・警察・PTA等の関係者が集まり、共通の方針を共有することにより、各学校及び家庭や地域の青少年の指導の充実に資するよう支援します。	八幡平市学校警察生徒指導連絡協議会 (事務局：教育指導課)

青少年健全育成事業	青少年の非行防止や社会環境浄化運動等青少年が健全に成長できるような環境づくりをします。	文化スポーツ課
思春期保健教室 (薬物乱用予防)	思春期の小中学生が、思春期の特性、健康課題についての理解を深め、自他を認め合い、命の尊さを実感するなど、こころとからだの健康づくりに資することができるよう支援します。	教育指導課
八幡平市学警生連巡回指導	八幡平市の青少年の健全育成を目的として、市内の小・中・高等学校・警察・PTA 等の関係者が集まり、共通の方針を共有することにより、各学校及び家庭や地域の青少年の指導の充実に資するよう支援します。	八幡平市学校警察生徒指導連絡協議会 (事務局：教育指導課)

～進学援助～

事業名等	内 容	担当部署
奨学資金貸付事業	学生等(高校・高専・大学・短大・専修学校・大学院)の学習意欲を支えるため、奨学制度に基づいた奨学金を貸し付けます。	教育総務課

(4) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との連携により、犯罪をした人たちの立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解促進に努めます。

◆民間協力者への活動支援の充実

民間協力者の方々の活動を支援することで、市内の更生保護活動が活発となるように努めます。

◆広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れる土壌を育てることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域を築くことを目指します。

【主な取り組み】

事業名等	内 容	担当部署
岩手地区保護司会	盛岡保護観察所及び岩手県保護司会連合会の助言や指導のもと、犯罪や非行により保護観察を受けることになった人の生活を見守り、相談に応じ、指導をしたりする保護観察処遇及び犯罪予防活動を行います。	岩手地区保護司会 (案内：文化スポーツ課)
岩手地区更生保護協力事業主連絡協議会（再掲）	保護観察対象者及び更生緊急保護者の生計を安定させるため、その者の事情を理解した上で、雇用機会の提供等の支援を行います。	
岩手地区更生保護女性の会	犯罪予防世論の啓蒙、青少年不良化防止活動への協力者として会員の研修を深め、犯罪予防活動等を行います。	
八幡平市更生保護協力会	更生保護組織との連携を密にし、地域の犯罪予防活動と更生保護事業及び非行の防止を図るための活動を行います。	
八幡平市社会を明るくする運動推進委員会	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とし、市と17の団体で構成しています。市民の更生保護への理解醸成や保護司等民間協力者の活動の担い手確保のために、ポスター掲示やのぼり旗掲出による広報啓発活動を実施します。	文化スポーツ課

(5) 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

◆防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、一人一人の防犯意識の向上が重要です。防犯に関する各種キャンペーンや町内会の回覧などさまざまな媒体を活用し、地域における防犯意識の向上を図ります。

◆地域ネットワークの充実

各関係者が集まり情報を共有する場を設けることで、関係機関が連携して取り組むことができる環境を整えます。

【主な取り組み】

事業名等	内 容	担当部署
メール配信	小中学校から児童生徒の保護者へ、市や警察で把握した不審者情報や注意喚起をはじめ、緊急時や平常時のさまざまな情報を配信します。	配信▷各小中学校/システム管理▷教育総務課
市広報紙	庁内各課で取り組んでいる事業内容や自治会等で行われている活動や行事等について、市広報紙へ掲載し、情報を提供します。	各課
不法投棄防止対策事業	不法投棄監視員の巡回監視や看板設置により、不法投棄の早期発見や未然防止に努めます。	市民課
青少年健全育成事業	青少年の非行防止や社会環境浄化運動等青少年が健全に成長できるような環境づくりをします。	文化スポーツ課
交通安全施設整備事業	運転者や歩行者の安全性向上を図るため、交通安全施設の整備や道路照明を設置します。	建設課
通学路安全推進会議	自治会が地域の公共的な団体との位置付けのもと、情報共有や活動支援を行うことで、安全な地域社会づくりを目指します。	八幡平市通学路安全推進会議 (事務局：教育指導課)
交通安全対策推進事業	交通安全運動の実施や交通指導員により、交通安全意識の高揚を図ります。	防災安全課
民生委員 児童委員 主任児童委員	地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。	地域福祉課
認知症サポーター等 養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせる地域を作ります。	健康福祉課
高齢者等見守り ネットワーク事業	民間の協力事業者と協定を結び、事業者の通常業務の中で高齢者等の見守りを行い、異変等を発見した際は市へ情報提供を行う見守りネットワークを構築します。	健康福祉課

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

1 目的(第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2 定義(第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう)もしくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすること及び非行少年であった者が非行少年となることを防ぐことを含む)

3 基本理念(第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4 国等の責務(第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5 連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6 再犯防止啓発月間(第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間(7月)を設ける

7 再犯防止推進計画(第7条)

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8 地方再犯防止推進計画(第8条)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9 法制上の措置等(第9条)

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10 年次報告(第10条)

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

12 施行期日等(附則)

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

用語・法務関係機関の説明

「あ」 ・ **アセスメント**

対象を客観的に調査、評価すること。介護サービスを提供する前段階での情報収集のこと。

「か」 ・ **仮釈放**

矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付される。

「き」 ・ **凶悪犯**

殺人、強盗、放火、強制性交等の罪を犯した人のこと。

・ **協力雇用主**

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する民間の事業主のこと。

「け」 ・ **刑法犯**

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される罪を犯した人のこと。

・ **刑務所**

受刑者を収容し、処遇を行う施設のこと。県内には盛岡少年刑務所がある。

・ **検挙**

警察官や検察官が認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。

「こ」 ・ **更生保護**

犯罪をした人や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組のこと。

・ **更生保護女性会**

地域の犯罪や非行の予防と犯罪をした人や非行少年の更生保護に協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする女性のボランティア団体またはその会員のこと。

「さ」 ・ **再犯者**

刑法犯、特別法犯、(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有し、再び検挙された人のこと。

・ **再犯の防止等の推進に関する法律第8条**

- 1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

「し」 ・ **人権擁護委員**

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々のこと。

「せ」 ・ **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のこと。

・ **前科・前歴**

一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察等の捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。

「そ」 ・ **粗暴犯**

暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した人のこと。

「ち」 ・ **知能犯**

詐欺等、主として知能を使って罪を犯した人のこと。

「と」 ・ **特別法犯**

刑法犯以外の罪を犯した人のこと。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反等に規定される犯罪等がある。

「は」 ・ **罰金・科料**

一万元以上(罰金)または千円以上一万円未満(科料)の納付を科される刑罰のこと。

「科料」は行政罰の「過料」と異なる。

「ほ」 ・ **保護観察**

犯罪をした人または非行少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導や支援を行うこと。

・ **保護観察所**

保護観察、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関のこと。

岩手県では盛岡市にある。

・ **保護司**

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。岩手県内には、14の保護区がある。

「ま」 ・ **満期釈放**

仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

「や」 ・ **薬物事犯者**

麻薬および向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した人のこと。

「B」 ・ **BBS会**

BBS(Big Brothers and Sisters Movementの略)は、さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体のこと。

八幡平市再犯防止推進計画

発行 岩手県八幡平市 令和6年5月

編集 八幡平市文化スポーツ課
住所 〒028-7397

岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

電話 0195-74-2111

FAX 0195-74-2102